

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年7月25日（平成29年（行情）諮問第317号）

答申日：平成29年11月21日（平成29年度（行情）答申第330号）

事件名：「日・米物品役務相互提供協定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「日・米物品役務相互提供協定」（2016年9月26日署名）に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省文書管理規則」）につづられた文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる19文書（以下、順に「文書1」から「文書19」までといい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定及び平成29年11月15日付け防官文第16481号により別紙3に掲げる文書（以下「追加文書」という。）を追加して特定した変更決定（以下「変更決定」という。）については、本件対象文書及び追加文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月27日付け防官文第6910号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法がとれないため、本決定における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされない審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

(2) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(3) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（１）」（平成２４年１１月２２日）８頁。別紙１（審査請求書添付の別紙１は本答申では省略））である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、法１１条を適用して平成２９年４月２８日まで開示決定等の期限を延長し、まず、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「先行開示文書」という。）を特定し、法９条１項の規定に基づき、平成２８年１１月２４日付け防官文第１９８５１号により開示決定を行い、次に別紙１に掲げる１９文書（本件対象文書）を特定し、法９条１項の規定に基づき、平成２９年４月２７日付け防官文第６９１０号により、法５条１号、３号及び６号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

(2) 法５条該当性について

別紙２のとおり。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること、及び平成２２年度（行情）答申第５３８号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。」として、不開示部分の特定を求めるが、原処分において、平成２２年度（行情）答申第５３８号において示された不開示部分の位置を文書名で特定し、平成２９年４月２７日付け防官文第６９１０号により通知している。

イ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙２のとおり同条１号、３号及び６号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ウ 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請

求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（「準備書面（１）」（平成２４年１１月２２日）８頁。別紙１（審査請求書添付の別紙１は本答申では省略））である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件審査請求を受け、確実に期すために行った再度の確認においても、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。

エ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

文書２の２８枚目から３２枚目まで、３４枚目から３９枚目まで、４１枚目から５５枚目まで、５７枚目から６８枚目まで、７０枚目から８０枚目まで、８２枚目、８３枚目、８５枚目から９３枚目まで及び９５枚目から９９枚目までのそれぞれ一部については、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「日米ＡＣＳＡ」という。）に係る業務の窓口となっている自衛隊各幕僚監部及び米軍各部隊の部署名、非公開の電話及びＦＡＸ番号等が記載されており、これを公にすることにより、日米ＡＣＳＡに係る重要な部署が明らかになることから、当該部署間の連絡・調整への妨害等によって、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 平成２９年７月２５日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年９月４日 | 審議 |
| ④ 同月２５日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年１０月１７日 | 審議 |
| ⑥ 同月１９日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同年１１月１７日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（先行開示文書）及び別紙１に掲げる１９文書（本件対象文書）を特定し、法１１条に規定する特例延長

を適用した上、2回目の決定により、本件対象文書について、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁（処分庁）は、原処分を維持することが妥当であるとして当審査会に諮問していたところ、その後、不開示部分の一部を新たに開示する等の変更決定（その内容は別紙3及び別紙4のとおりである。なお、別紙4の1（2）の具体的内容について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、日米ACSAに係る業務の窓口となっている自衛隊各幕僚監部及び米軍各部隊の部署名とその所在地、電話番号及びFAX番号が記載されている部分を除く部分とのことである。）を行ったが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）についてなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 文書12及び文書14から文書17までについては、外務省より紙媒体で取得した文書（公電）であり、電磁的記録は保有していない。

イ 文書13については、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）16条1項に基づき、秘に指定されており、その原稿である電磁的記録については、秘の取扱いを認められたパソコンを使用して作成され、暗号による秘匿措置を講じるなどして厳重に管理されていたが、秘の指定は秘密の保全に必要な最小限度にとどめなければならないとされており（訓令16条3項）、文書13が完成し秘の指定がなされた後、情報流出の防止等、情報保全の観点を重視し、速やかに廃棄したものである。

ウ 他方、文書1から文書11まで、文書18及び文書19については、理由説明書において紙媒体しか保有していないと説明していたが、諮問後に改めて担当部署のパソコン上のファイル等の探索を行った結果、別紙3のと通りの電磁的記録（追加文書）を保有していることが確認できたことから、変更決定により当該電磁的記録（追加文書）を追加して特定した。

（2）検討

当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書12及び文書14から文書17までについては、外務省から取得した紙媒体の文書

(公電)であると認められるから、当該文書の性質等に照らし、その電磁的記録を保有していない旨の上記(1)アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

また、文書13については、日米間の協議等に関わる機微な内容が記載されていると認められる上、その表紙には「秘」の表示もあることにも照らせば、その原稿の電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、同文書が完成した後、速やかに廃棄した旨の上記(1)イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

もっとも、文書1から文書11まで、文書18及び文書19については、上記(1)ウのとおり、防衛省において、追加文書を保有していることが確認できたことから、変更決定が行われた。

以上によれば、本件対象文書、追加文書及び先行開示文書の外に、本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙2の項番1に掲げる不開示維持部分(変更決定において開示した別紙4の1の部分を除く部分)

標記の不開示維持部分には、日米ACSAに係る業務の窓口となっている自衛隊各幕僚監部及び米軍各部隊の部署名、非公開の電話及びFAX番号等が記載されていると認められる。

当該部分は、その記載内容に照らし、これを公にすることにより、日米ACSAに係る業務の際の連絡や米軍との連絡に支障を来すなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるととも、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、法5条3号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙2の項番2に掲げる不開示維持部分(外国公務員の氏名・職名に係る部分であって、変更決定において開示した別紙4の2の部分を除く部分)

標記の不開示維持部分(文書15の2枚目及び文書17の1枚目のそれぞれ一部)には、外国公務員の氏名・職名が記載されていると認められる。

諮問庁は、当該部分につき特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する旨説明している。そこで、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省は、外国

政府の職員については、局長級以上の場合には公表慣行があるものとして扱っており、当該部分には、局長級以上には該当しない者の氏名・職名が記載されているとのことであり、諮問庁の説明する上記のような取扱いを不相当とすべき特段の事情は見当たらず、かつ、当該部分の記載内容の説明についても、これを覆すに足りる事情はない。

そうすると、当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きから八までに該当する事情も認められず、また、個人識別部分に該当することから法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙2の項番2に掲げる不開示維持部分（上記(2)の部分を除く部分）

標記の不開示維持部分には、日米ACSAの締結に向けた日米間の非公式の協議に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、その記載内容に照らし、これを公にすることにより、日米ACSAの締結に関して日米間で行われた非公式の協議の具体的な内容等が推察され、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、法5条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙2の項番3に掲げる不開示維持部分（変更決定において開示した別紙4の3の部分を除く部分）

標記の不開示維持部分には、日米ACSAに基づく日米間における相互の物品役務の提供に係る取決めに関する情報が具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、その記載内容に照らし、これを公にすることにより、日米ACSAに基づいて日米間で相互に提供される物品役務の具体的な内容等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする者らをして、それらを踏まえた対処行動をとることを容易にするなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるととも、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、法5条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件については、原処分時において、適切に本件開示請求の対象となる行政文書の探索及び確認を行っていれば、文書1から文書11まで、文書18及び文書19の電磁的記録の存在を確認できたはずであるから、それらをいずれも保有していないとした処分庁の決定は、不適切といわざるを得ない。

処分庁においては、今後、開示決定等の対象となる行政文書の特定に当たって、十分に探索及び確認を行うことが望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定及び変更決定については、防衛省において、本件対象文書、追加文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書及び追加文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING RECIPROCAL PROVISION OF LOGISTIC SUPPORT, SUPPLIES, AND SERVICES BETWEEN THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND THE ARMED FORCES OF THE UNITED STATES OF AMERICA
- 文書 2 PROCEDUAL AGREEMENT US-JA-02 BETWEEN THE MINISTRY OF DEFENCE OF JAPAN AND THE DEPARTMENT OF DEFENCE OF THE UNITED STATES OF AMERICA PURSUANT TO THE AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING RECIPROCAL PROVISION OF LOGISTIC SUPPORT, SUPPLIES, AND SERVICES BETWEEN THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND THE ARMED FORCES OF THE UNITED STATES OF AMERICA
- 文書 3 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援, 物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の手続取極 (U S - J A - O 二)
- 文書 4 日・米物品役務相互提供協定 (日米 A C S A)
- 文書 5 手続取極 (P A) の主な内容
- 文書 6 対外発信・応答要領 日・米物品役務相互提供協定 (日米 A C S A) の署名
- 文書 7 280323 大臣会見想定
- 文書 8 (お知らせ) 日・米物品役務相互提供協定の署名について 平成 28 年 9 月 26 日 防衛省
- 文書 9 日米 A C S A 署名式実施要領 平成 28 年 9 月 日米防衛協力課
- 文書 10 稲田防衛大臣 署名式における発言ご参考
- 文書 11 日米 A C S A の概要・経緯
- 文書 12 日米 A C S A (署名済みテキストの送付)
- 文書 13 事務連絡 (28. 1. 14)
- 文書 14 日米安保協力 (あり得べき「2 + 2」文書等 : デンマーク国防次官補代理からの連絡)
- 文書 15 日米 A C S A (森北米局長と米国防省関係者との意見交換)
- 文書 16 日米 A C S A (署名に係る調整)
- 文書 17 日米 A C S A (署名に係る調整)
- 文書 18 日米 A C S A の概要・経緯
- 文書 19 開示請求された「「日・米物品役務相互提供協定」(2016 年 9 月 26 日署名) に関して「行政文書ファイル等」(平成 23 年防

衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」)につづられた文書の全て。」に係る行政文書のうち、上記1から18以外の文書

別紙 2（原処分において不開示とした部分及び理由）

項番	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 2	15 枚目から 99 枚目の全て	当該文書は日米間の取極であり、これを公にすることについて、米側の了解を得られず、我が国の一方的な判断によりこれを公にすることにより、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1 3	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、米国との交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、個人の氏名、住所及び所属は個人に関する情報（外国公務員の氏名・職名等の個人識別情報を含む。）であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号に該当するため、不開示とした。
	文書 1 4	1 枚目の一部	
	文書 1 5	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 6	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目から 253 枚目の全て	
	文書 1 7	1 枚目の一部	
3	文書 1 8	2 枚目の一部	公にしないことを前提とした関係国との取決めに関する記述であって、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 6 号に該当するため、不開示とした。
	文書 1 9	全て	

別紙 3（変更決定において追加特定した文書）

文書 1 から文書 1 1 まで，文書 1 8 及び文書 1 9 の各電磁的記録（ただし，不開示部分及び不開示理由は，別紙 2 の対応する文書の不開示とした部分（別紙 4 に掲げる部分を除く。）及び不開示とした理由と同じ。）

別紙 4（変更決定において開示した部分）

- 1 別紙 2 の項番 1 に掲げる不開示部分のうち、
 - (1) 文書 2 の 15 枚目から 27 枚目まで、33 枚目、40 枚目、56 枚目、69 枚目、81 枚目、84 枚目及び 94 枚目の全て
 - (2) 文書 2 の 28 枚目から 32 枚目まで、34 枚目から 39 枚目まで、41 枚目から 55 枚目まで、57 枚目から 68 枚目まで、70 枚目から 80 枚目まで、82 枚目、83 枚目、85 枚目から 93 枚目まで及び 95 枚目から 99 枚目までのそれぞれ一部
- 2 別紙 2 の項番 2 に掲げる不開示部分のうち、文書 15 の 2 枚目の 3 行目の 40 文字目及び 4 行目の 1 文字目から 11 文字目まで
- 3 別紙 2 の項番 3 に掲げる不開示部分のうち、文書 18 の全て及び文書 19 の 1 枚目の全て